

建築法制部門一研究協議会

水害リスクを踏まえた建築・土地利用規制のあり方

[資料あり]

9月15日(金) 9:00~12:30 法経済学部本館 第7教室

司会 桑田 仁(芝浦工業大学)

副司会 中西正彦(横浜市立大学)

記録 藤賀雅人(工学院大学)

1.主旨説明 米野史健(建築研究所)

2.主題解説

①水害リスク区域の実態と対応策

松川寿也(長岡技術科学大学)

②水害リスク情報に基づく土地利用・建築規制—展望と課題

瀧健太郎(滋賀県立大学)

③災害危険区域指定による建築規制

姥浦道生(東北大学)

④フランスの水害対策に関する制度と実態

岡井有佳(立命館大学)

3.討論

4.まとめ 有田智一(筑波大学)

気候変動等により近年では集中豪雨や台風による水害が全国各地で起きており、その被害は、以前よりも広範囲かつ甚大なものとなっている。このように頻発化・激甚化する水害を受けて、水害のリスクが高い地域での居住のあり方が課題とされている。洪水や浸水の危険のある地域はハザードマップで示されているが、居住地の選定に際してこれらの危険性が十分に考慮されているとは言いがたく、氾濫の危険のある地域に多くの住民が暮らしている。水害の発生を防ぐために、これまでは堤防の整備などの治水事業が主に行われてきたが、それだけで被害を抑えきるのは難しくなっており、リスクの高いエリアでの居住を制限しリスクの低いエリアへ誘導する、リスクのある地域での住まい方を工夫するなどの対応が求められている。

水害リスクの高いエリアでの居住を制限するため、建築基準法の災害危険区域を指定するなどの対応を行う地方公共団体もみられるが、過去に水害が発生した地域での指定はみられても、危険が想定される地域であらかじめ指定されることは少ない。また、立地適正化計画の居住誘導区域に浸水想定区域が含まれる場合も多いなど、リスクに応じた建築や土

土地利用の規制・誘導が十分に行われているとは言えないのが実情である。

このような背景から、本研究協議会では、水害の危険性が高い地域での居住の制限のあり方について検討する。水害のリスクが地域ごとに一定の精度・確度で示されることを前提としたうえで、リスクが高い地域においてどのような形で建築・土地利用規制を行いうるのか、国内外での実態や取組みを紹介する4つの主題解説を踏まえて討論を行うものである。